



受信メッセージ

差出人 内閣府花子
宛先 法人太郎

件名  **国家公務員の再就職等規制に御協力を！！**
日付 平成27年4月18日 09:30

国家公務員の再就職については、次の3つの規制が導入されています。

- ① 他の国家公務員・OBの再就職の依頼・情報提供等規制
- ② 利害関係企業等への求職活動規制
- ③ 元の職場への働きかけ規制

詳しくは、HPを閲覧していただくか、下記連絡先までお問い合わせください。



内閣府
Cabinet Office

再就職等監視委員会事務局

[TEL:03-6268-7660~7668](tel:03-6268-7660)

[URL: http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html](http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html)



国家公務員の再就職等規制に関する5つの質問

～国家公務員・OBの再就職ルールに御協力ください～

1 企業等は、国家公務員・OBを雇用することはできないのですか。

再就職規制は、国家公務員・OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。国家公務員・OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は国家公務員OBを雇用することが可能です。

2 国家公務員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。

企業等からの依頼自体は規制されていませんが、府省による規制違反を未然に防ぐ観点から、府省に対し、国家公務員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと考えています。

3 企業等にとって利害関係に当たるものの、高度の専門的な知識経験を持つ国家公務員を雇いたい場合には、どのような手続が必要ですか。

現職の国家公務員の求職活動については、利害関係企業等への求職活動が公務の公正性に支障が生じないと再就職等監視委員会が認めた場合には可能となり、退職後にその者を雇うことができます。なお、国家公務員OBについては、求職活動規制は適用されません。

4 これまでに違反認定された事例を教えてください。

これまで認定された事例としては、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や再就職依頼行為があります。(次の下線部のような趣旨の発言を違反として認定しています。)

① 情報の提供行為 (国家公務員法106条の2)



企業等の職員

Aさん(国家公務員OB)を雇用したいと考えています。
Aさんは今どうされているかご存知ですか？

Aさんは前職を退任すると言っていましたので、今、仕事がないんだと思いますよ。



国家公務員

② 再就職の約束行為 (国家公務員法106条の3)



利害関係企業等の職員

(再就職の誘い)

(再就職の誘いに応じる旨の意思表示)



国家公務員

注 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

5 規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

そのような場合には、再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします(提供先は表面の下欄に記載)。なお、情報提供者の氏名等の個人情報、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」による保護対象となるとともに、「国家公務員法」による事務局職員の守秘義務により外部に漏えいすることのないよう守られています。